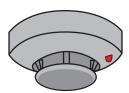


期間中、下野市・壬生町は随時、防災情報伝達システム等による屋外拡声器でお知らせします。上三川町は午後6時にサイレンを鳴らします。

住宅用火災警報品は設置していますか?

住宅用火災警報器は消防法・火災予防条例により<mark>すべての住宅に設置が義務</mark>付けられています。<mark>寝室や階段</mark>の天井・壁面に設置して、火災が発生したときの逃げ遅れを防止しましょう。

※下野市では、住宅用火災警報器と消火器の設置に対して補助があります。



住宅用火災警報器には寿命があります。 取り替えの目安は10年です。 あなたのご家庭では大丈夫ですか?





第41回石橋地区少年消防クラブ防火標語展 ≪春季最優秀作品≫

火の始末 自分の目で手で 最後まで

壬生町立南犬飼中学校 2年 熊木美典さん



住宅防火 いのちを守る 7つのポイント



政府広報オンラインから引用

消防・災害メールは こちらのQRコード から登録できます。



下野市・壬生町・上三川町 石橋地区消防団連絡協議会 石橋地区危険物保安協会 石橋地区女性防火クラブ連絡協議会

■問い合わせ先

石橋消防署通信指令課

2 (53) 1119



火災と救急・救助は119番

